第８号様式（第12条関係）

大阪市指令市民第　　　　号

令和　　　年　 　月　 　日

　　　　　　　　　様

大阪市長　　○○　○○

広告掲出不許可通知書

令和　　年　　月　　日付けをもって申請のあった本市市民局の所管に属する行政財産を広告掲出について、次のとおり不許可となったので、通知します。

記

　１　広告施設名

　２　不許可となった理由

　　　令和　　年　　月　　日付けで要求した広告内容の変更等が指定された期限内になされなかったため

（不服申立ての教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　担当 〒○○○-○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市北区中之島１丁目３番20号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市市民局○○（室・部）○○（課・担当）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 06-6208-○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX番号 06-6202-○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ ○○○○ @city.osaka.lg.jp